

(使命)

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、我が国の大学等における学生支援の中核機関として、(i)学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、(ii)大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii)留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが求められている。

(環境変化)

- 「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月閣議決定)において、意欲と能力のある日本人学生の留学支援、優秀な外国人留学生の受入れ推進、障害者差別解消法の施行等を踏まえた障害のある学生の修学機会の整備の推進などが求められている。
- 学歴による格差固定化の防止や、少子化の進展への対処等のため、給付型奨学金の大幅な拡充等の低所得世帯を対象とした高等教育無償化に係る施策が2020年4月に実施の予定。

(現状分析)

機構は、学生支援に関する事業を包括的に実施してきた機関として、左記の要請に応え、業務の能率的・効率的な運営を基本方針としつつ、拡大する事業を各部署の密な連携のもとに確実に実施し、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進に寄与することが期待されている。

(中期目標)

- 適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与・給付するとともに、その効果の把握・検証のための具体的な方策、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行うこと。
- 関係府省庁や日本貿易振興機構(JETRO)等の独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業(修了)後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備すること。また、意欲と能力のある日本人学生の海外留学促進のため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組むこと。
- 学生の多様性が拡大する大学等の学生支援の全体の底上げを図るため、障害や固有のニーズのある学生に対する支援やキャリア教育・就職支援に関する事業、学生生活状況についての調査等を総合的・戦略的に実施すること。

国立研究開発法人海洋研究開発機構に係る中長期目標案の概要

(使命)

国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする法人である。

(環境変化)

- 「第3期海洋基本計画」(平成30年5月15日閣議決定)において、新たに「海洋状況把握(MDA)」体制の確立や「北極政策」の推進に係る項目が追加された。また、海洋分野におけるSociety 5.0の実現に向けた研究開発が必要とされている。
- 国際的にも、持続可能な開発目標(SDGs)(平成27年9月)や、G7伊勢志摩サミット首脳宣言(平成28年5月)等において、海洋・海洋資源の管理、保全及び持続可能な利用が重要とされている。

(現状分析)

- 機構は、複数の研究船や探査機等を保有・運用している機関としての強みを生かして、海洋観測や多様な研究開発を実施して高水準の成果を創出し、その普及・展開に取り組むことで、経済・社会的課題等への対応に貢献してきている。
- 近時の国内外の状況変化やそれに伴う課題を踏まえ、今後、機構が、我が国の海洋科学技術の中核的機関としての役割を果たすために、国内外の関係機関との分担や協働の在り方を最適化し、現状の連携をより一層強化することが求められる。

(中長期目標)

- 経済・社会的課題への対応等に係る研究開発や、これらを支える先端的基盤技術の開発、及び挑戦的・独創的な研究開発を推進すること。
- Society 5.0の実現に向けて、海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発を推進すること。
- 各研究課題において、国内外の関係機関と連携した観測や研究開発の推進、取得したデータや創出した研究開発成果の関係機関への提供・発信等、関係機関との連携・協働関係を強化し、成果の社会還元を着実に推進すること。
- 適正かつ効率的なマネジメント体制を確立すること。

独立行政法人国立高等専門学校機構に係る中期目標案の概要

(使命)

独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)は、機構法別表に掲げる各国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的としている。

(環境変化)

- 15歳人口の減少やSociety5.0で実現する、社会・経済構造の変化、技術の高度化、社会・産業・地域ニーズの変化等を踏まえ、社会の諸課題に自律的に立ち向かう人材育成を図る必要がある。
- 「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」は、アジア諸国を中心に高い評価を得ており、導入のニーズがある。

(現状分析)

- 国立高等専門学校は、産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のものづくり基盤の確立に大きな役割を担ってきた。
- 機構は、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持ち、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成することにより、国立高等専門学校の本来の魅力を一層高める必要がある。

(中期目標)

- 教育に関する目標: 国立高等専門学校を設置・運営し、実践的・創造的技術者を育成。社会・経済構造の変化に応じた技術者教育の高度化・国際化を図るため、国立高等専門学校に対するイニシアティブを発揮する。産業界との連携体制を強化し、地域や産業界等が直面する課題解決を目指した実践的な教育に取り組むとともに、技術科学大学など外部機関との連携により教育の高度化を推進。
- 社会連携に関する目標: 各国立高等専門学校が立地している地域の特性を踏まえた産学連携を活性化させ、地域課題の解決に資する研究を推進するとともに、成功事例等を地域社会に還元し、広く社会に公開。
- 国際交流に関する目標: 各国の日本国大使館やJICA等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の海外における導入支援と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進。

※ これらを支える、人事等のマネジメント改革を確立

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に係る中期目標案の概要

(使命)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)は、大学以外で学位を授与する我が国唯一の機関であり、国立大学等への施設費貸付・交付、認証評価、国立大学教育研究評価、国公立大学の教育情報の公開、これら業務に関連する調査研究等、高等教育に係る社会的要請の高い課題に取り組むことで、高等教育の発展に寄与することが求められている。

(環境変化)

- 「Society 5.0」の実現に向け、産業・社会構造の変化に対応する高度な教養と専門性を備えた人材育成が求められており、各大学の経営力を強化し、教育研究の質を向上させる改革が急務。
- グローバル化の進展等により学生の国境を越えた流動性が高まる中、学習履歴・学位等の国際通用性確保が必要。
- 生涯のあらゆる段階で学び直せる環境の整備や多様な年齢層のニーズに応える学習プログラムが必要となっている。

(現状分析)

- 機構は、業務を通じて大学等に関する様々な情報が蓄積され、また、内外の関係機関とのネットワークを有しており、この特色を活かし、国際的な質保証活動への積極的参画、国内外の高等教育制度や資格に関する情報等の収集・提供機能やリカレント教育の拡充の支援が期待されている。
- 2機関統合の相乗効果をより発揮する観点から、今後は、機構が持つ教育研究及び財務情報を活用し、新たに大学の運営基盤の強化促進も行うことにより、大学改革を強力に支援していくことが望まれている。

(中期目標)

- 大学等の評価: 大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援。文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施。
- 国立大学法人等の施設整備支援: 国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等により、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援。
- 学位授与: 大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、学位授与と事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。
- 質保証連携: 大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行うことにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。

独立行政法人労働者健康安全機構に係る中期目標案の概要

(使命)

独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)は、機構法第3条に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、職場における労働者の健康及び安全の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(環境変化)

- 少子高齢化の進展に伴う就業構造及び経営環境の変化により、労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まる中、労働者の健康確保及び労働災害防止対策の在り方も変化しており、過労死等防止対策、メンタルヘルス対策、職業性疾病の防止対策等、広範な課題に対して、不断の取組みを実施していく必要がある。
- 平成30年7月に公布された働き方改革関連法において、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、雇用関係施策の中に、新たに「治療と仕事の両立等」が規定。

(現状分析)

- 機構は、研究施設の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と病院の臨床研究機能を合わせ持つ国内唯一の法人として、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び疾病の予防から職場復帰等までの取組を先導的に実施している。
- 労働安全衛生関係法令の改正等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究のより一層の実施、臨床研究及び医療提供の機能、高度な基礎研究及び応用研究といった機能を有する施設の協働による予防・治療及び職場復帰支援の総合的な実施を図ることにより、効果的かつ効率的に取組を実施することが求められている。

(中期目標)

- 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進、労働災害の原因調査の実施。
- 疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担い、地域医療に貢献。
- 働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供、その他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実・強化を図る。また、治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者の支援、企業の支援、人材育成(両立支援コーディネーターの養成等)を実施。
- 理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立。共同購入等の実施や国病機構等との連携等を行い、労災病院の経営改善を図るとともに、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行う。

独立行政法人国立病院機構に係る中期目標案の概要

(使命)

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)は、医療の提供、医療に関する調査及び研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に、全国141の病院を1つの法人として運営。

(環境変化)

- 急速に少子高齢化が進み、**超高齢社会**を迎える中で、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、国は医療、介護、予防等が切れ目なく提供できる地域での体制(**地域包括ケアシステム**)づくりを推進している。
- また、2025年に目指すべき医療提供体制の実現について、**各都道府県で地域医療構想を策定**し、その実現に向けた検討が進められている。
- さらに、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL向上を重視した医療への期待の高まり等により、**在宅医療のニーズ**が増加し多様化している。

(現状分析)

- 機構は、**全国的な病院ネットワークを活用しながら**、引き続き、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある**セーフティネット分野の医療や、災害等の国の危機管理に際して求められる医療**などを着実に実施している。
- 今後は、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に向け、地域における医療機能の分化及び連携をさらに進め、**地域の医療需要の変化への自主的な対応や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献し**、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与することが期待される。
- 併せて、**医療サービスの生産性向上に向けたテクノロジーの実用化推進やデータヘルス革命、タスク・シフティングを担う人材育成**など、我が国の課題解決に資する取組も期待。

(中期目標)

- 診療事業について、患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、**機構の人的、物的資源や病院ネットワークを活用し、国の医療政策に貢献**。
 - ・ **災害発生時等に求められる医療**について、機構の人的・物的資源や病院ネットワークの最大限の活用と国や地域との連携の強化により、人材の育成、DMAT事務局の体制強化等を含め、**中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化**。
 - ・ **セーフティネット分野の医療**について、引き続き、**我が国における中心的な役割を果たすとともに、在宅支援を含めた医療・福祉サービスの充実**。
- 臨床研究事業については、機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むなど、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献。
- 教育研修事業については、学生への臨床実習など質の高い医療従事者の育成、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施。
- 法人全体として経営の健全性が保たれるよう、**本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築**。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構に係る中期目標案の概要

(使命)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)は、医薬品の副作用等による健康被害に対する迅速な救済(健康被害救済)、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までの指導・審査(承認審査)、市販後における安全に関する情報の収集・分析、提供(安全対策)を通じて、国民保健の向上に資することを目的としている。

(環境変化)

- 医薬品等を取り巻く環境は、AI技術やゲノム情報等の活用によるイノベーションの急速な進展、グローバル化による企業間の国際競争の激化など、めまぐるしく変化。
- こうした中で、政府は、有効かつ安全で革新的な医薬品等について、必要とされる患者により早く提供すること及び安全対策の充実・強化を図っていくとともに、医薬品等を使用して健康被害に遭われた方の迅速な救済をしていくために適切な施策を講じる必要。

(現状分析)

左の施策を実現するため、健康被害救済、医薬品、医療機器及び再生医療等製品等の承認審査及び安全対策における科学的な判断に基づく根拠を提供する機構の役割が非常に重要になっている。

(中期目標)

- 審査業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、より良い医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるため、医薬品・医療機器等の審査を迅速化・効率化を図り、世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、審査の質の向上等を図る。
- MID-NETの連携先の拡大を図ること。連携拡大に向けては、協力医療機関の拡充、クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)をはじめとした他のデータベース、協力医療機関以外の医療機関とのデータ連携等について検討を進め、利活用可能なデータの規模の拡充を図る。また、個人情報の適切な取り扱いを確保する。
- 理事長が意思決定を迅速かつ的確に行えるよう、適切なガバナンス体制を構築する。

独立行政法人地域医療機能推進機構に係る中期目標案の概要

(使命)

独立行政法人地域医療機構(以下「機構」という。)は、病院、介護老人保健施設(老健施設)等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(環境変化)

- 急速に少子高齢化が進み、超高齢社会を迎える中、国民一人ひとりが、医療や介護が必要な状態になっても、地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題。
- 医療ニーズについては、高齢化の進展に伴い慢性疾患を抱えながら生活している者が増加していることから、病気と共存しながら、生活の質(QOL)の維持・向上を図っていく必要性が高まっている。
- 介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきている。

(現状分析)

- 機構は、全国に病院を展開し、幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に老健施設が併設されているという特長を有している。
- これらの特長を活かしつつ、地域医療構想の実現に資する範囲で、地域の医療関係者等との協力の下、地域において必要とされる医療及び介護を効果的かつ効率的に提供し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活でき、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境づくりに積極的に取り組み、地域医療・地域包括ケアの要として、予防・医療・介護をシームレスに提供していくことが求められている。

(中期目標)

- 診療事業について、将来の医療需要の動向を踏まえるとともに、地域協議会等を活用しながら地域のニーズの把握に努め、地域の実情に応じ、地域の他の医療機関等との連携を図ることにより、地域での取組が十分でない分野を積極的に補完するなど、地域医療構想の実現に貢献するとともに、地域包括ケアの要として予防・介護とシームレスに医療の提供体制の充実・強化に取り組む。
- 介護事業について、地域の住民が住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアの要として、介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでをシームレスに提供する体制の充実・強化に取り組む。
- 利用者ニーズを的確に把握した上で、利用者の意思を尊重した医療・ケアの実施等、利用者の視点に立った医療・介護の提供。
- 機構のネットワークを活用した臨床研修や、特定行為に係る看護師の研修等、教育研修事業を実施。

独立行政法人日本貿易振興機構に係る中期目標案の概要

(使命)

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)は、機構法第3条にあるとおり、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的としている。

(環境変化)

- 日本経済は少子高齢化による人口減少に直面する一方、海外では新興国を中心に人口増加や所得水準向上に向かっており、この海外需要を獲得する必要性は依然高い。
- TPPや日EU・EPAなどのメガFTAが発効し、農林水産・食品事業者の海外市場獲得の可能性が高まる。
- 第4次産業革命によりデジタル経済が拡大していき、各国政府はスタートアップ振興により、イノベーションによって経済成長を実現しようとしている。

(現状分析)

- 社会経済情勢の変化に応じて役割を見直しながら、我が国の貿易と投資の促進に資する事業を総合的に実施。
- ジェトロの強みやリソースを客観的に分析した上で、取捨選択して伸ばすことを推進するほか、データやITを積極的かつ戦略的に活用しながら、日本と海外との間の情報、企業、人材、商品、技術、資金などの経済的資源を双方向で効果的・効率的につなげることで、日本経済の成長と競争力強化に貢献する役割を果たす。

(中期目標)

引き続き国内外の政府・自治体・民間企業等と連携しながら、日本と海外との間の情報、企業、人材、商品、技術、資金などの経済的資源を双方向で効果的・効率的に繋げることで、日本経済の成長と競争力強化に貢献する役割を果たす。

- 対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援
対日投資は、イノベーションや地域経済活性化などの質の高いものへ重点化する(誘致成功件数300件以上)
スタートアップの海外展開支援を新たに取組む(海外展開成功件数100件以上)
- 農林水産物・食品の輸出促進(輸出成約金額1,100億円以上)
- 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援(海外展開成功件数を、初年度を14,952件として、毎年6%以上増加させる)
- 我が国企業活動や通商政策等への貢献(政策立案担当者への役立ち度アンケートで、上位の評価を8割以上)
- 国内外の事務所について、費用と便益の比較等により運営改善を図り、事務所ネットワークの効率化や質の向上を図る。
- 職員一人ひとりの自律的、主体的な意欲向上や能力開発を促す人材・キャリア育成計画を策定するほか、ナショナルスタッフの育成・活用、外国人職員の採用、外部組織との人事交流等を通じた人材の多様化を引き続き図る。

独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る中期目標案の概要

(使命)

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、機構法第4条にあるとおり、中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とし、我が国で唯一の中小企業・小規模事業者政策全般にわたる総合的・中核的な支援・実施機関として、中小企業・小規模事業者支援の専門的な知見と経験、ネットワーク、専門家の活用、多様な支援機能を組み合わせた総合的・複合的な支援ができるという強みを発揮しつつ、国の政策課題と中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえた支援を行う。

(環境変化)

- 中小企業・小規模事業者は、少子高齢化による経営者の高齢化、労働人口減少による人手不足、人口減少による国内市場の縮小・変化の3つの構造変化に直面。
- 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)においても、「中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化」が掲げられるなど、中小企業・小規模事業者への支援ニーズは増大している。

(現状分析)

- 機構はこれまで専門的な知見と経験、ネットワーク等を活かし、企業の各ステージに応じた総合的支援、支援機関等の支援機能の向上・強化に貢献してきた。
- 一方で、これまで実施してきた企業への直接的支援では、支援の届く範囲に限界があるため、間接的な支援の強化とAI・ITを活用することによる支援対象のカバレッジ拡大やサービスの質の向上の推進が課題であると考えられる。

(中期目標)

- 事業承継・事業引継ぎの促進(事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上)
- 生産性向上(ITプラットフォームを活用した支援機関数を6,200機関以上とする。)
- 新事業展開の促進・創業支援(商談会終了後の成約率を毎年度6%以上増加させ、最終年度に20%以上とする。)
※ 海外展開支援の取組として、知財を活用した海外展開におけるINPITとの連携、高度外国人材活用時におけるジェトロ等へのつなぎなど、他機関とも連携して積極的に支援。特にジェトロとは、中小企業・小規模事業者を相互に紹介するなどの連携強化により効果的な支援につなげる。
- 経営環境の変化への対応の円滑化(小規模企業共済の在籍率を、中期目標期間終了時において、前中期目標期間終了時より5%以上向上させる。)
- 様々なツールや機会を通じて周知啓発を強化し、機構の認知度向上の効果を把握・検証の上、改善することによる支援施策の普及展開を図る。
- 海外展開ニーズへの対応力を向上させるための国際感覚の更なる醸成、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進するための職員PMなどの登用に向けた専門性向上等の人材育成に計画的に取り組む。

独立行政法人都市再生機構に係る中期目標案の概要

(使命)

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、賃貸住宅の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としている。

(環境変化)

- 高齢化の進行(特に地方圏における人口減少・少子高齢化が顕著)
- 東京一極集中の傾向が継続
- 切迫する巨大地震や気象災害の頻発・激甚化への懸念が増大

(現状分析)

機構はこれまで以下の取組を実施しており、これらに関する専門性、人材面の強みあり。

- 政策的意義の高い都市再生等の推進
- 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進
- 東日本大震災からの復興に係る業務を実施するほか、大規模災害が発生した場合における復旧・復興支援

(中期目標)

- 都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施すること。
 - ① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり
- 発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。
- 海外での大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うこと。
- UR賃貸住宅ストックの多様な活用を図るため、地方公共団体等と連携し、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で取り組むこと。
- 東日本大震災からの復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、着実に実施すること。
- 機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるとともに、機構のノウハウ、技術力を承継すること。

独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る中期目標案の概要

(使命)

独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「奄美基金」という。)は、奄美群島振興開発特別措置法において、なお奄美群島に存在する本土との諸格差の克服や地域の自立的発展の促進を図るため、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを求められている。

このため、奄美基金は、①奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証を行うとともに、②振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの等に対する事業資金の貸付けを行い、奄美群島の基礎条件の改善並びに振興開発に寄与していく必要がある。

(環境変化)

この5年間の奄美群島を巡る状況は、世界自然遺産登録に向けた動き、LCCの就航などの好影響で入込客数の伸びが見られ、民間の経済活動も活発になっている一方、宿泊施設の不足などの課題も指摘。

(現状分析)

- 奄美基金は、奄美群島の振興開発を金融面から支える唯一の専門機関として、保証業務や融資業務の実施に加え、産業振興に資するべく事業者の支援体制の強化に努め、起業・経営等に関するコンサルティング機能を充実。
- その結果、利用者・地元自治体からも一定の評価はされているが、今後とも奄美基金が責任をもって繰越欠損金を解消するための経営管理態勢の強化も必要。
- また、国の政策実施に大きな役割を担う奄美基金が、その専門性の強みを最大限発揮して地元自治体等との分担と協働により政策課題等に資することが重要。

(中期目標)

- 利用者への情報提供やニーズ把握、関係機関や奄美群島施策との連携・協調、及びリスク管理体制の強化とともに、事業者の収益向上、経営改善支援、再生支援等について重点的に取り組むこと。
- 業務運営体制の効率化、一般管理費の削減、内部統制の充実・強化、人材育成等に取り組むこと。
- 保証・融資業務の着実な実施、繰越欠損金の削減等に取り組むこと。

独立行政法人環境再生保全機構に係る中期目標案の概要

(使命)

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、機構法に基づき、公害、石綿健康被害、廃棄物処理等、社会問題化した環境に係る諸問題に対して国民の健康で文化的な生活を確保する役割を担うとともに、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援や環境政策に資する研究・技術開発の推進等による、持続可能な環境共生型の社会の実現を目指す役割も一体的に担うことにより、我が国が直面する環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題の解決に寄与する法人である。

(環境変化)

- 我が国は、環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面し、そして、「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択やパリ協定の発効を受け、脱炭素社会に向けた時代の転換点が到来している。
- 気候変動の影響の拡大が懸念される中で、緩和策・適応策の更なる加速、着実な災害対応などが求められている。

(現状分析)

- 機構は、環境政策の実施機関としての豊富な経験やノウハウ、評価分析データ等を蓄積しており、適正かつ着実に業務を遂行することにより、様々なステークホルダーからの信頼を獲得し、機構への信頼を維持してきた「強み」を持つ。
- 環境政策がこれからの成長の「牽引役」となっていくことが重要であり、環境の保全に関する研究及び技術開発等の分野ではこのような環境政策を実現する機関を目指していくことが、今後の機構の課題。

(中期目標)

上記の機構の「強み」を最大限に活かし、

- 政策への貢献、知的財産の活用推進等の研究成果の社会実装を推進する視点をもって、競争的資金に係る公募、審査・評価、配分業務及び研究管理を行う。また、他の国立研究開発法人等の知見等を収集・分析の上、活用するなどして、必要に応じた業務の見直しに取り組むなど、研究成果の社会実装を推進する上で必要な研究管理の土台づくりを進める。
- 石綿健康被害者に対し積極的に救済制度の周知を図り、石綿健康被害者の不安の解消に努める。また、個人情報保護に十分留意しつつ、医療機関と診療情報の共有を図ること、厚生労働省(労災保険窓口)と労災保険制度の対象となり得る申請等について情報共有を図ることなど、関係機関との連携に努める。
- ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していること等を踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材や各部門の様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行う。